

一般社団法人ウラノス・エコシステム推進センター 会員規則

2024年4月26日制定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ウラノス・エコシステム推進センター（以下「本センター」という。）定款第5条、第6条及び第7条に基づき、会員資格と会費に関する詳細を定める。

(会費)

第2条 会員は、年度ごとに次の会費を前納しなければならない。

- 1 正会員 1口10万円、1口以上
- 2 正会員の会費口数は、年度ごとに変更することができる。

(会員の特典)

第3条 正会員においてはその代表が指定する者は、本センターの各種委員会、ワーキンググループの委員として活動することができる。

(入会手続き)

第5条 会員になろうとする者は、別途定める入会申込書を提出しなければならない。

(年度途中の入会)

第4条 本センターの事業年度開始後6ヶ月以上を経過して入会した会員については、当該事業年度分の会費を所定の金額の半額とすることができる。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、総会の決議によって行う。

附則

- 1 本規程は、本センターの設立の登記の日から施行する。